

宇都宮市  
感染症予防計画

(素案)

令和 6年 月

宇都宮市

## 目 次

### 第1章 総 論

第1 計画の策定	— 1 —
第2 計画の位置づけ	— 1 —
第3 感染症の予防の推進の基本的な方向	— 2 —
第4 計画推進に当たって果たすべき役割	— 3 —
第5 計画の推進体制	— 6 —

### 第2章 各 論

#### 第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策	— 7 —
第2 感染症のまん延防止のための施策	— 9 —
第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策	— 12 —
第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査 の実施のための施策	— 13 —
第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	— 14 —

#### 第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策	— 16 —
第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は 新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策	— 17 —

#### 第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策	— 19 —
第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策	— 21 —
第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策	— 22 —

# 第1章 総論

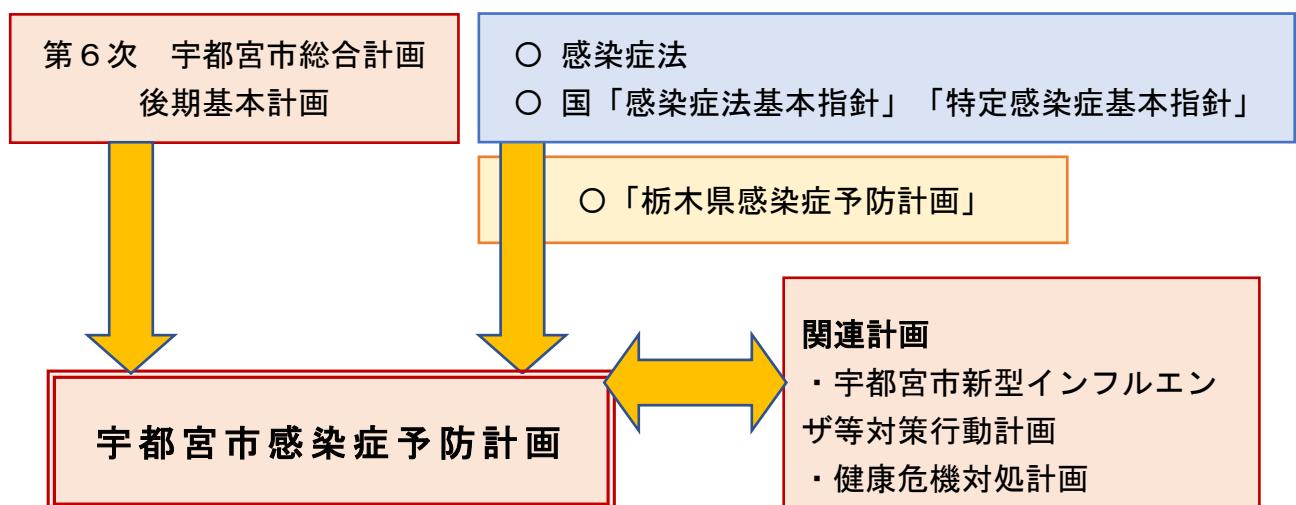
## 第1 計画の策定

本市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）」第10条第14項の規定に基づき、総合的かつ計画的に感染症対策を推進するため「宇都宮市感染症予防計画（以下、「本計画」という。）」をここに定める。

なお、本計画は、法第9条第1項及び第11条第1項の規定に基づき国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」及び特定感染症予防指針並びに栃木県が定める「栃木県感染症予防計画」に即したものとする。

## 第2 計画の位置づけ

本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」第8条に規定する「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。）」における関連施策との整合性の確保を図りつつ、本市の感染症対策の基本的な方向性を定めるとともに、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に規定する「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に沿って宇都宮市保健所（以下、「保健所」という。）及び宇都宮市衛生環境試験所（「衛生環境試験所」という。）が策定する「健康危機対処計画」との整合を図るものとする。



また、本計画に基づく各種取組により、以下のSDGsのゴールの達成に貢献する。



## 第3 感染症の予防の推進の基本的な方向

### 1 感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進

市は、平時から感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備し、市民や医療機関等、高齢者施設等\*への適切な情報提供等を通じて、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進する。

また、県が設置した栃木県感染症対策連携協議会を通じて、平時から本計画に基づく各種取組等について協議を行うとともに、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、関係者は相互に進捗を確認するなど、感染症対策に係る取組について、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

\* 本計画における「高齢者施設等」について

本計画においては、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）対応を念頭に、特に重症化リスクの高い者が入所している高齢者施設・障害者施設を中心とした対応を想定しているが、その他の社会福祉施設等においても必要に応じて対応をお願いするものである。

### 2 市民一人ひとりの感染症の予防に重点を置いた対策の推進

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集及び分析、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表に努め、市民一人ひとりにおける予防を推進する。

### 3 人権を尊重した対策の推進

感染症の予防と患者や医療従事者等の人権の尊重の両立を基本とする。具体的には、患者個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けることができ、感染症法の規定に基づく入院の措置が講じられた場合には、病原体又は症状の消失後、直ちに社会へ復帰できるような環境を整備する。

また、感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、報道内容についても、感染症の予防、患者等に対する差別や偏見の解消に資する適正なものとなるよう報道機関等に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

#### **4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応**

近年、人的物的交流の拡大に伴い感染症のまん延が広域化する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応が求められる。このため、感染症の発生状況等の適確な把握が不可欠であり、感染症発生動向調査体制の充実に向けて、関係部局や関係者が連携して科学的知見に基づく迅速かつ適確な対応ができる体制を整備し、本計画及び基本指針に基づき、全ての感染症に対する健康危機管理体制を構築する。

#### **5 計画の定期的な見直し**

本計画は、法第9条第3項の規定に基づき再検討される基本指針並びに栃木県感染症予防計画との整合性を確保するため、本計画第2章第4、第7、第8、第9、第10については少なくとも3年ごとに、第2章のそれ以外の事項については少なくとも6年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは本計画を変更する。

### **第4 計画推進に当たって果たすべき役割**

本計画に基づき講じる施策については、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的として、保健医療を取り巻く環境の変化や国際交流の進展等に即応し、迅速かつ適確に対応できるよう、関係者及び関係機関の連携・協力の下、以下に示す各役割を踏まえ、総合的かつ計画的に推進する。

特に、「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下、「新興感染症」という。）」など実際に発生した感染症が、想定とは大きく異なる事態となった場合においても、患者等が置かれている状況を深く認識し、人権を尊重しつつ、その感染症の特性や感染状況等に合わせ、柔軟かつ機動的に対応する。

#### **1 市の役割**

市は、感染症対策をともに担う県と相互に連携し、感染状況を踏まえるなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための効果的な施策を推進するとともに、感染症対策に必要な以下に示す基盤を整備する責務を負う。

- (1) 正しい知識の普及
- (2) 人材の養成及び資質の向上
- (3) 人材派遣及び受入体制の整備
- (4) 迅速で正確な検査体制の整備
- (5) 感染症の予防に関する保健所体制の整備

また、市は、広域的又は大規模な感染症の発生時には、県による統一的な対応方針による感染症対策を行うことに加え、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、保健所及び検査の対応能力を構築する。

さらには、平時における取組として、県からの技術的支援を得ながら、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための消毒や予防接種を適切に実施するとともに、地域住民への感染症に関する正しい知識の普及等を通じて、地域の感染症対策を実践するとともに、新興感染症の発生時においては、自宅療養者等の療養環境の整備など、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて、住民に身近な立場から感染症のまん延の防止を図る。

## 2 栃木県感染症対策連携協議会の役割

法第10条の2第1項の規定に基づき県が設置した栃木県感染症対策連携協議会は、平時から本計画に基づく取組状況を共有し、関係者が相互に進捗を確認するとともに、感染症に係る情報収集・提供に努め、必要な対策の実施について協議を行う。

## 3 保健所の役割

保健所は、地域における感染症対策を推進するための中核的な情報の発信拠点として、関係各機関や関係団体、県と連携し、感染症に関する正しい知識の普及等を通して地域住民の感染症予防への努力を促すとともに、衛生環境試験所との連携のもと、感染症対策に必要な情報の収集、法の規定に基づく積極的疫学調査及び「患者の検体又は当該病原体（以下、「検体等」という。）」の収集等を行い、県と役割分担のもと、効果的な施策を実施する。

また、必要に応じて地域の医師会等の医療関係団体と連携を図り、地域における感染症対策を実施する。

なお、感染症の発生及びまん延時においても、健康づくり等地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本計画との整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定し、平時からの体制整備や人材育成等に取り組む。

## 4 衛生環境試験所の役割

衛生環境試験所は、本市における感染症の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所、検疫所、関係部局及び保健所等との連携のもとに、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等の情報等の収集、分析及び公表や研修等での人材の育成を行うことにより、本市の感染症対策の技術的な向上を図る。

なお、感染症の発生及びまん延時において、必要な検査及び情報の収集、原因究明等に取り組むことができるよう、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基

づき、本計画との整合性を確保しながら、「衛生環境試験所健康危機対処計画」を策定し、平時からの体制整備や人材育成等に取り組む。

## 5 市民の役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようする。

## 6 医師（医療機関）等の役割

医療機関は、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、基本的な感染対策の下、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

特に、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じるため、県が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

また、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、高齢者施設等の開設者等は、各施設における感染症の発生の予防やまん延の防止に必要な措置を講じるよう努める。

さらに、医師は、法第12条の規定に基づき届出を行うとともに病原体の提出について協力するよう努める。

## 7 歯科医師（歯科医療機関）等の役割

歯科医療機関は、歯科医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、特に飛沫や血液で感染する感染症等の歯科医療領域に關係が深いものについて、基本的な感染対策の下、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

## 8 獣医師（動物病院）等の役割

動物病院は、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、動物由来感染症の発生の予防及びまん延の防止に寄与するよう努める。

また、法第5条の2第2項に規定する動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、獣医師は、法第13条の規定に基づき届出を行う。

## **9 薬剤師（薬局）等の役割**

薬局は、薬事関係者の立場で国及び地方公共団体の施策や感染症の予防に資するための医薬品等の提供体制等の整備に協力するとともに、感染症の患者に対し、基本的な感染対策の下、良質かつ適切な服薬指導等を行う。

# **第5 計画の推進体制**

市は、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため、以下の関係各機関及び関係団体等の連携の下、本計画を推進する。

## **1 市の関係各部門の連携**

市は、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ適確に行政に求められる対応が実施できるよう、明確な役割分担と効果的かつ効率的な対応を重視した連携を円滑に行う体制を整備する。

また、新興感染症の発生時やその他感染症の集団発生時等において、特に対応が急務とされる場合は、市に対策本部を設置の上、公衆衛生部門と危機管理部門を中心となり、更には、教育委員会等とも連携し必要な措置を講じるなど、全庁的に対応するとともに、疾患の特性に鑑み、国や研究機関とも連携する。

## **2 国、県との連携**

市は、感染症対策の適切かつ効果的な推進のため、国及び県との連携に努める。

## **3 医療関係団体、学校、企業等との連携**

市は、本計画の推進に際し、平時から、医療関係団体、教育関係機関、社会福祉施設、企業等と感染症の発生動向等の情報を共有する。集団発生時等、特に対応が急務とされる状況に備え、協力体制の構築に努める。

## 第2章 各論

### 第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

#### 第1 感染症の発生予防のための施策

##### 1 基本的な考え方

感染症の発生予防のための対策において、市は、事前対応型行政の構築を中心に具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価することが重要であり、特に、感染症発生動向調査を実施することは、最も基本的な事項である。

また、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら、食品衛生対策や環境衛生対策を講じるとともに、予防接種を推進する必要がある。

さらに、患者発生後の対応においては、第2に定めるところにより適切に措置を講じる必要がある。

##### 2 感染症発生動向調査

###### (1) 目的

県が指定した指定届出医療機関・指定提出医療機関からの感染症の発生状況及び動向に関する情報を収集・分析し、市民や医療関係者へ定期的に公表することにより、感染症の発の生予防及びまん延の防止を図るとともに、流行している感染症の病原体の検出状況とその動向を把握し、適切な感染症対策を立案することを行ふ。

###### (2) 調査の公表

感染症に関する情報を公表するに当たり、市は、必要な情報を迅速かつ適確に提供し、国及び県との連携の下、各種媒体を活用し、市民や医療関係者等それぞれの立場に応じた効果的な内容とするよう努める。

##### 3 食品衛生部門との連携

飲食に起因する食品媒介感染症は、大規模な健康被害に発展する可能性があることから、その予防は特に重要であり、対策に当たっては、食品衛生部門と感染症対策部門の緊密な連携が必要である。

食品衛生部門は、食品等事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の普及啓発や監視指導、食品検査について、感染症対策部門は、患者発生時の二次感染によるまん延防止対策や基本的な感染対策の徹底等の情報提供について、平時から対策を行うよう努める。

## 4 環境衛生部門との連携

給水装置及び公衆浴場等の施設に起因する感染症、鼠族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）を介した感染症の発生予防については、環境衛生部門と感染症対策部門の効果的な役割分担と連携が必要である。

### （1）施設の衛生管理に起因する感染症の発生予防

施設の衛生管理に起因する感染症については、平時からの衛生管理が重要であるため、環境衛生部門が主体となって、施設に対する監視指導及び普及啓発を行い、その発生予防に努めるものとし、感染症発生時には、環境衛生部門と感染症対策部門とが連携して、まん延防止対策を講じる。

### （2）感染症媒介昆虫等を介した感染症の発生予防

感染症媒介昆虫等を介した感染症については、環境衛生部門と施設管理者が連携して、その発生予防に努める。

家庭の住環境における感染症媒介昆虫等の対策については、環境衛生部門が主体となって発生予防・駆除の方法等についての正しい知識の普及を行う。

なお、感染症媒介昆虫等による感染症の発生及びまん延が確認された場合、県と連携して、まん延防止のための対策を講じる。

## 5 予防接種

予防接種は、感染症の発症や重症化を予防し、流行を抑制することを目的として、積極的に推進することが重要である。

そのため、市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づく定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の医療関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施を図るとともに、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及びそれを防止するための注意事項等、住民への情報提供に努め、正しい知識の普及を進めることにより、予防接種に対する住民の理解の醸成を図る。

## 6 検疫感染症等への対応

グローバル化の進展により、国内への病原体の侵入の危険性が高まるなど、今日の感染症対策において、海外との往来等に伴う感染症対策はさらに重要性を増している。

そのため、市は、海外における検疫感染症等の発生状況に関する情報を収集するとともに、市民に対し、海外への渡航時における感染対策や予防接種に関する必要な情報提供等を行う。

## 7 関係各機関及び関係団体との連携

市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるため、平時から、医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等や保健所間との連携の構築に努める。

また、検疫により確認した患者等への対応に備え、検疫所等の関係機関と連携する。

## 第2 感染症のまん延防止のための施策

### 1 基本的な考え方

感染症のまん延防止のための施策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応及び患者等の人権の尊重の両面を重視するとともに、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、感染症に対する市民一人ひとりの自発的な予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進することを基本とする。

また、市は、事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等、県との役割分担及び連携体制を確認しておく必要がある。

特に、高齢者施設等において感染症が集団発生した場合には、感染拡大を早期に抑えるとともに、迅速かつ適確な医療の提供により重症化を防ぐ必要があることから、市は、当該施設等に対する感染対策や診療・療養継続への支援体制の構築を図る。

高齢者施設等の開設者及び管理者においては、感染症のまん延を防止するため、消毒用アルコールや個人防護具等の必要な物資を平時から備蓄しておくことが重要である。

さらに、新興感染症の発生及びまん延時においても、医療や介護サービスなど必要な事業を継続することができるよう、医療機関や高齢者施設等を含めた事業者において、必要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針について、平時から検討することが重要である。

### 2 積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染症の流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明のために重要なものであり、保健所設置市の長の権限として法第15条に規定されたものである。

実施に当たっては、保健所の感染症対策部門や食品衛生部門、環境衛生部門が相互に連携するとともに、必要に応じ衛生環境試験所とも連携しながら調査を迅速に進めていく。

#### (1) 調査の対象

医師の診断による法第12条に規定する届出があった場合、保健所長が感染症の発生を予防し、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、患者又は

その接触者に対して、積極的疫学調査を行う。

保健所は、積極的疫学調査について、対象者にその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象になることを、人権に配慮しながらあらかじめ丁寧に説明する。

#### (2) 検体の採取

積極的疫学調査の結果、保健所長が必要と認めたときは、法第15条第3項の規定に基づき関係機関から検体等の提出を求める。

なお、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては法第16条の3、また、新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては、法第44条の11の規定に基づき、書面による勧告又は措置により検体採取を行うことができる。

#### (3) 情報の管理

市は、新たな感染の予防や二次感染による感染症のまん延防止を目的として、必要に応じて感染症に関する情報の一元的な管理を行う。

### 3 健康診断、就業制限及び入院

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）を講じるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報や当該措置の必要性を対象となる患者等に丁寧に説明し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とする。

なお、人権の尊重の観点から、対人措置は必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項の規定に基づく患者又はその保護者に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

#### (1) 健康診断

健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とし、市は、法の規定に基づく健康診断の勧告等以外にも、感染症に関する情報の公表を適確に行うことにより、市民の自発的な健康診断の受診を奨励する。

#### (2) 就業制限

対象者の自覚に基づく自発的な休暇又は就業制限の対象業務以外への一時的な従事等により対応することを基本とし、保健所長は、対象者その他の関係者に対し、就業制限等に関する周知等を行う。

#### (3) 入院

入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意

に基づいた医療の提供を基本とする。保健所長が入院の勧告等を行うに際しては、患者等に対して入院を要する理由、退院請求、審査請求に関する事項等、入院勧告の通知に記載する事項を含め、口頭による十分な説明を行い、患者等の理解を得ることに努める。

また、入院の勧告等により入院した患者等が法第22条第3項に規定する退院請求を行った場合には、保健所長は、当該者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

さらに、入院後も、患者等が法第24条の2に規定する苦情の申出を行った場合には、保健所長は、十分な説明を行うとともに、必要に応じてカウンセリング（相談）を行い、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療関係者に要請する等、必要に応じ連携しながら対応する。

#### 4 感染症診査協議会

「宇都宮市保健所条例」に基づき設置される市感染症診査協議会は、感染症のまん延防止の観点から、患者の入院の必要性等について、学問的、専門的及び法律的観点（人権の尊重の確保と適法性の担保等）から審議を行うものとする。

入院の勧告等を実施する場合、保健所長は、感染症診査協議会を開催し、患者に対する治療及び病状並びに就業制限や入院の勧告等の妥当性について、意見を聞く。

なお、市は、感染症診査協議会の委員について、その目的を十分達成することができるよう法第24条の規定に基づき人選する。

#### 5 指定感染症及び新感染症への対応

指定感染症及び新感染症の発生や疑われる症例について医療機関等から連絡を受けた場合、市は、速やかにその情報を収集し国に報告するとともに、国からの技術的な指導や助言を受けながら、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を実施するなど、関係機関等と連携して対応する。

また、関係各機関や関係団体等と情報を共有するとともに、必要となる医療提供体制等を確認するなど、感染症のまん延の防止に向けて必要とされる対応を迅速かつ適確に実施する。

#### 6 検疫所との連携

市は、市民が検疫所にて感染症の病原体の保有が明らかになった場合には、検疫所から速やかに情報を得ることができるよう、関係機関との連携体制の構築に取り組む。

#### 7 関係各機関及び関係団体との連携

市は、感染症のまん延防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が

発生した場合にも対応できるよう、国・県との連携及び行政機関と医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等並びに関係部局との連携を図る。

## 第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

### 1 基本的な考え方

患者や医療従事者等への差別や偏見の排除の観点から、市は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及を行い、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することとし、市民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努めることが重要である。

また、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たり、市は、人権を尊重するとともに、患者や医療従事者等が差別を受けることがないよう配慮する必要がある。

### 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する方策

市は、感染症に関する啓発及び正しい知識の普及のため、リーフレット等の作成に加え、ホームページやSNS、マスコミ等あらゆる媒体を活用し、年代に応じた効果的な発信方法等を検討の上、平時から積極的な情報発信を行う。

特に、新興感染症の発生及びまん延時においては、市民に対し、最新の知見に基づいた情報を提供するとともに、必要な情報（感染防止対策、相談窓口及び受診可能な医療機関等）について迅速かつ適確に周知を行う。

また、市は、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実を図り、保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションをより効果的に行うよう努める。

### 3 個人情報の保護等に関する方策

市は、患者情報の流出防止のため、医療機関等に対し、情報の取扱いにあたり十分に配慮するよう周知徹底を図るとともに、報道機関に対し、平時から適確な情報提供に努める。

また、感染症に対し、誤った情報や不適切な情報が報道された場合は、速やかにその訂正がなされるよう、市は、報道機関との連携を平時から密接に行う等の体制を整備する。

### 4 関係各機関及び関係団体との連携

市は、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重の目

的を達成するため、医師会等の医療関係団体等との密接な連携を図る。

## 第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施のための施策

### 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施

市は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の発生が疑われるなど、緊急に対応が必要と認められる場合、国と緊密な連携の下、検体の搬送や検査の実施等について適切に対応する。

また、患者対応として、関係機関との連携により感染症指定医療機関への移送に努め、積極的疫学調査等により接触者への健康調査を実施し、まん延防止に必要な対策を講じるなど、患者の病状や患者数、まん延の状況等を確認の上、国・県及び関係機関と情報共有を図り、健康被害を最小限にとどめるよう努める。

なお、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国に対し、職員や専門家の派遣を要請する。

### 2 緊急時における国との連絡体制

市は、法第12条第2項及び第3項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図ることを重視し、マニュアル等により連携方法を決めておくなど、事前対応型行政の構築に取り組むことに加え、当該地域における患者の発生状況（感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者の情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供する。

また、検疫所において一類感染症の患者等が発見され、市に情報提供があった場合には、国・県と連携し、同行者の追跡調査等必要な措置を円滑に講じるよう努める。

## 第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

### 1 施設内感染の防止

市は、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や感染対策に係る講習会・研修に関する情報を適切に提供することが重要である。

そのため、市は、平時から感染対策等に係る講習会や研修を実施するとともに、実施した内容を動画による啓発資材として活用するなど、最新の情報を速やかに提供するよう努める。

保健所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、平時から高齢者施設等に対し感染対策等に関する調査及び助言等を行う。

高齢者施設等の開設者及び管理者は、提供された情報や感染対策等に関する助言を踏まえ、平時から施設内における感染症発生時に備えた対応方針等を策定して職員等へ周知し、基本的な感染対策を徹底させるなど、必要な措置を講じるとともに、施設内の患者及び職員等の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるよう努める。

医療機関は、院内感染対策委員会を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、院内感染が発生した際の対応も含め、実際に取った措置等に関する情報について、市や関係施設等に提供することにより、その共有化を図るよう努める。

### 2 災害発生時の感染症対策

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境の悪化や復興の長期化に伴う病原体に対する抵抗力等の低下等の悪条件の中で行われるものであるため、特に迅速かつ適確に保健指導や予防措置を講じることが重要であることから、平時から、保健所を拠点とした迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、避難所の運営における感染防止対策について必要な助言を行う。

### 3 動物由来感染症対策

市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うことができるよう獣医師に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知する。

また、動物由来感染症の予防及びまん延防止について、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、医師会、獣医師会などと連携を図り、市民に対し、動物由来感染症の予防に関する適切な情報提供に努める。

さらに、衛生環境試験所等関係機関は、動物の病原体保有状況調査等により広く情

報を収集する。

#### 4 外国人に対する適用

市は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に法が適用されることから、感染症対策を多言語で説明したパンフレットの作成やＳＮＳを活用した多言語による情報発信など、平時から適確に情報を提供する。

特に、新興感染症の発生の際には、宇都宮市国際交流プラザや宇都宮市国際交流協会等と連携の上、健康相談等に対応できる体制を整備するなど、地域住民全てに有効な対策がとれるよう努める。

## 第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

# 第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

### 1 基本的な考え方

入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送については、新興感染症の発生時においても迅速かつ適確に実施できるよう、市は、民間事業者等への業務委託を図ることにより、必要な移送の体制を確保するとともに、緊急を要する搬送について消防機関と平時から連携するなど、関係者間で役割分担を協議する。

また、感染症患者の移送を実施するに当たっては、消防機関に対し、移送に関する情報を適切に提供し密接な連携を図るとともに、感染症の特性を踏まえた安全な移送体制を確保することが重要である。

### 2 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する方策

市は、緊急時の感染症患者の移送について平時から役割分担や人員体制を検討する。

また、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、民間事業者等への業務委託を図るとともに、必要に応じ移送車両の確保ができるよう消防機関との連携を図るなど、平時からの搬送体制の整備に努める。

さらに、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

### 3 関係各機関及び関係団体との連携

市は、消防機関及び民間事業者と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について役割分担を検討する。

# 第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

## 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）については、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察体制を整備することが重要である。

また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、外出自粛対象者について生活上の支援を行うことが重要であり、市は、効果的・効率的に健康観察や生活支援等を行うため、県が整備するICTを活用するとともに、実施に当たっては、積極的に県と連携を図る。

さらに、市は、高齢者施設等において感染がまん延しないよう、平時から、高齢者施設等における療養環境の構築を支援することが求められる。

## 2 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する方策

### (1) 健康観察等

市は、感染状況により迅速に体制を切り替えることができるよう、新興感染症の発生及びまん延等に備え策定した「宇都宮市新型インフルエンザ業務継続計画」に基づき必要な人員体制を確立する。

また、新興感染症の発生時に迅速に健康観察を実施する体制を構築するため、平時から、医師会等の医療関係団体と役割分担等について協議するとともに、患者急増時にも円滑に対応できるよう、民間事業者への委託の早期実施や県の整備するICTの活用等を検討する。

なお、民間事業者への委託等により実施体制が確保されるまでの健康観察については、県と市が連携して実施する。

### (2) 生活支援等

市は、県が実施する生活支援の内容を勘案し、より住民に近い視点から独自の生活支援の実施の必要性を検討する。

### (3) 高齢者施設等に対する支援体制

市は、平時から嘱託医・協力医療機関をはじめとする地域の医療機関と高齢者施設等との連携強化を促す。なお、連携強化に当たっては県と医療措置協定を締結し

た医療機関を中心に、高齢者施設等からの感染症等に関する相談に対する助言を行う体制を活用することとする。

高齢者施設等の開設者及び管理者は、新興感染症の発生及びまん延時に、施設内において適切な感染防止対策を講じるため、平時から感染対策等に関する相談先を確保し、行政等の他機関との連絡窓口となる担当者をあらかじめ選定するとともに、施設内における感染症発生に備え、平時から消毒用アルコールや個人防護具等の必要な物資を備蓄しておくものとする。

### 3 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の罹患等により必要な介護が受けられないなど、福祉ニーズのある外出自粛者の生活に支障が生じることのないよう、市は県と連携し、介護サービス、障害福祉サービスを提供する事業者等へ感染症に関する周知を行う。

### 第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

## 第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

### 1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重や感染の拡大防止の観点から極めて重要であり、市は、衛生環境試験所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等の充実及び検査の精度管理に努め、衛生環境試験所は、感染症指定医療機関、一般の医療機関、民間の検査機関等における検査等に対し技術的支援を実施することが重要である。

また、市は、新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、流行初期の段階から検査が円滑に実施できるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに、民間の検査機関等との連携を図る。

### 2 病原体等の検査の推進

市は、広域又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、栃木県連携協議会等からの意見を踏まえ、衛生環境試験所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図るとともに、必要な対応について県とも連携しながら効率的な検査実施体制を構築する。

また、市は、衛生環境試験所が病原体等に関する検査を迅速かつ適確に実施することができるよう、計画的な人員の確保や配置に加え、検査機器等の設備整備等を通じて、平時からの体制整備に努め、速やかに検査を実施する体制を確保する。

衛生環境試験所は、新興感染症の流行初期において検査を担うことを想定し、平時からの体制整備や人材育成等の取組を盛り込んだ「衛生環境試験所健康危機対処計画」を策定し、計画的な研修や実践的な訓練の実施、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努める。

なお、市は、新興感染症の発生及びまん延時に病原体等の検査を実施するに当たっては、県が検査措置協定の締結により確保した体制等により、以下のとおり対応する。

#### ① 流行初期

原則、衛生環境試験所が実施

#### ② 流行初期以降

県と検査措置協定を締結した医療機関及び民間検査機関等を中心に対応し、衛生環境試験所は、感染症の集団発生事例に係る検査や変異株のゲノム解析等を実施する体制に移行

### 検査の実施能力　衛生環境試験所における検査機器数

項目	内 容	目標値	
		流行初期	流行初期以降
検査実施能力		160件／日	160件／日
	衛生環境試験所	160件／日	160件／日
	医療機関、民間検査機関等		県計画（8,312件／日） 本市分を含む総数
検査機器数	衛生環境試験所	2台	

【参考 県計画における数値目標】

項目	内 容	目標値	
		流行初期	流行初期以降
検査実施能力		540件／日	8,760件／日
	衛生研究所	448件／日	448件／日
	医療機関、民間検査機関等	92件／日	8,312件／日
検査機器数	衛生研究所	6台	

### 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

市は、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるようにする。

### 4 関係各機関及び関係団体との連携

市は、病原体等の情報の収集に当たっては、各医療機関、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら実施する。

また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関等との連携を図って実施するよう努める。

# 第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

## 1 基本的な考え方

感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応するためには、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家や行政機関における感染症対策の施策立案を担う人材等、多様な人材が必要となる。

市は、必要な人材の養成を図るため、大学等専門機関の人材等を活用するほか、国が実施する研修等に職員を派遣するなど、資質の向上を図るとともに、感染症対策に関わる関係者が幅広い知識や研究成果等を共有し、感染症の発生及びまん延時に連携して対応できるよう、ネットワークの構築等に努める。

## 2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

### (1) 市、保健所、衛生研究所等における人材の養成及び資質の向上

市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）に保健所及び衛生環境試験所等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催するなど、保健所等の職員に対する研修の充実を図る。

また、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や衛生環境試験所等に配置するなど、人材の活用を図る。

さらに、IHEAT 要員が、保健所において支援する業務の実施方法や手順を理解し、実践することができるよう、毎年1回以上の研修を行うとともに、国が実施する高度な研修等の受講を促すなど、IHEAT 要員による支援体制を確保する。

保健所は、新興感染症の発生時に、速やかにIHEAT 要員の支援を受けることができるよう、平時からIHEAT 要員の受入体制を整備するなど、IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。

市及び保健所は、新興感染症の発生時の有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回以上受講できるよう、保健所における実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施する。

保健所職員等の研修・訓練回数

項目	内 容	目標値
		研修や訓練の実施
人材養成・資質の向上	保健所職員	年1回以上
	市職員	年1回以上

【参考 県計画における数値目標】

項目	内容	目標値
		研修や訓練の実施回数
人材養成・資質の向上	保健所職員等	年1回以上

(2) 高齢者施設等における人材の養成及び資質の向上

感染症の発生及びまん延時に、高齢者施設等において適切な感染拡大防止対策を行うことができるよう、市は、医師会等の医療関係団体と連携の上、高齢者施設等に対し、感染対策等に関する研修・訓練等を実施するなど、感染症等に関する知識や対応方法等を周知徹底する。

また、高齢者施設等の開設者及び管理者においては、県及び市が実施する研修等に職員を参加させることなどにより、感染管理の知識を備えた人材を育成するよう努めるとともに、感染症の予防及びまん延防止に係る委員会の開催や指針の作成、従業者に対する研修及び訓練を実施することとする。

### 3 関係各機関及び関係団体との連携

市は、感染症指定医療機関をはじめとする関係機関、医師会等の医療関係団体、高齢者施設等の関係団体等が行う研修の運営を積極的に支援するとともに、それぞれが実施する研修等の情報を相互に共有して連携を強化するなど、人材の養成及び資質の向上を図る。

## 第 10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

### 1 基本的な考え方

保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策についても継続することが重要であり、感染状況により迅速に体制を切り替えることができるよう、新興感染症の発生及びまん延等に備え策定した「宇都宮市新型インフルエンザ業務継続計画」に基づき適切に対応する必要がある。

そのため、市は、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から、健康危機発生時に備えた保健所の計画的な体制整備や、新興感染症のまん延時においても迅速に対応できるよう、業務の一元化や外部委託、ICTの活用も視野に入れた早期の体制整備を図ることが必要である。

## 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

市は、県との役割分担や連携内容について、平時から調整するとともに、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定の上、感染状況に応じ、迅速に対応できる体制の構築を目指す。

特に、健康危機発生時において、保健所における感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務が十分に実施されるよう、計画的な人員の確保や配置、必要な設備整備等を通じて、平時からの体制整備に努めるとともに、IHEAT 要員や応援体制を含めた人員体制、受入体制を構築する。

また、地域における健康危機管理体制を確保するため、保健所において保健所長を補佐する総合的なマネジメントを担う統括保健師等の設置に努める。

なお、市は、新興感染症のまん延時においても迅速に対応できるよう、新興感染症の発生時において、業務の一元化や外部委託、ICT の活用などによる効率的な業務体制を早期に構築する。

保健所は、感染症の拡大時においても、健康づくり等地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、平時からの体制整備や人材育成等の取組を盛り込んだ「健康危機対処計画」を策定し、健康危機に備えた準備を計画的に進める。

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数

項目	内 容	目標値
保健所の体制整備	流行開始 1 か月間に想定される業務量に 対応する 1 日当たりの人員確保数	130 人
	IHEAT 要員の確保数	5 人

【参考 県計画における数値目標】

項目	内 容	目標値
保健所の体制整備	流行開始 1 か月間に想定される業務量に 対応する 1 日当たりの人員確保数	410 人
	IHEAT 要員の確保数	150 人

## 3 関係各機関及び関係団体との連携

市は、感染症発生時における保健所及び衛生研究所との連携体制を確保するため、平時から役割分担を確認する。

〈経過〉

宇都宮市感染症予防計画

令和 6年 ○月 ○日施行